

生涯学習センターの利用に係る セルフチェックシートの様式・運用を変更します

- ・ 営利を目的とした団体が利用する場合
 - ・ 会費・原材料費以外の費用を徴収する場合
 - ・ 営利を目的とした利用をする場合
- 利用料金 2.5 倍の利用にあてはまります！

—利用料金 2.5 倍の利用は—

- 料金は通常料金の 2.5 倍です。
- 申し込みは使用期日の属する月の 2 か月前の 15 日以降からです。
利用調整会での受付はできません。

○生涯学習センター利用に係るセルフチェックシートを改訂します

どんなときに利用料金 2.5 倍の利用になるのか、わかりやすい言葉に書き換えました。

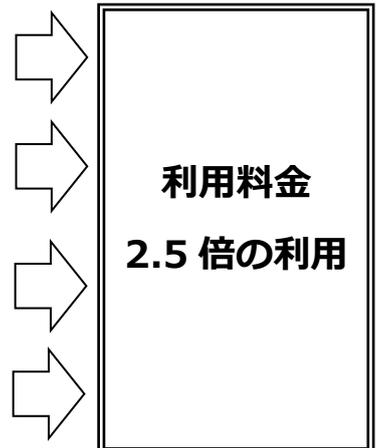
○セルフチェックシートの運用について

生涯学習センターを適切かつ公平な利用をしていただくために、利用申請毎に利用料金 2.5 倍の利用に当てはまるかどうかを確認させていただきます。

※ 継続的にセンターをご利用いただいている場合、ご提出を受けたセルフチェックシートを生涯学習センターで継続保管させていただくことで、利用申請ごとの記入を省略することができます。また、グループの代表者の交代や活動内容に変更があった場合は、随時セルフチェックシートの記入と提出をお願いします。

利用料金 2.5 倍の利用の例

- ① 自主学习グループなどの非営利団体が会員（メンバー）以外から原材料費以外の金銭（受講料など）を徴収している場合
- ② 講師や上部団体が会費を管理し、グループの会費の中で会計管理ができていない場合
- ③ 講師が会員（受講者）を募集し、原材料費以外の金銭（受講料や月謝など）を徴収している場合
- ④ 原材料費以外の金銭（受講料や入場料など）を、事前あるいは事後に徴収している場合



- ※ セルフチェックシートの内容についてご不明な点は窓口にお尋ねください。
- ※ 継続保管するセルフチェックシートは、通常の利用時を想定してご記入ください。
通常は利用料金 2.5 倍の利用に該当しないご利用でも、イベントや体験会など、不特定（会員以外）の方から金銭を集める場合、その時の利用は利用料金 2.5 倍利用になります。各利用時の個別事情については、貸室の申し込み時にお知らせください。